



社労士

やまなし

案 内

- ◇平成27年度倫理研修会実施 ◇SSS 出前授業の様子
- ◇行政から ◇業務研修会開催 ◇新規入会者・開業準備研修会
- ◇社会保険労務士による成年後見人 ◇事務局だより
- ◇社労士版特定個人情報保護評価書作成研修について
- ◇部内支部無料相談会実施 ◇平成27年度部内支部総会
- ◇つれづれ ◇ニューフェイス ◇会員の動き ◇今後の予定

発行 山梨県社会保険労務士会
 山梨県甲府市酒折 1-1-11
 日星ビル2F
 TEL (055) 244-6064
 FAX (055) 244-6065
<http://www.y-sr.com>
 発行人 石原嘉彦



「北口本宮富士浅間神社」

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

- 1 **品位の保持** 社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 **知識の涵養** 社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。
- 3 **信頼の高揚** 社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。
- 4 **相互の信義** 社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。
- 5 **守秘の義務** 社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃したあとも守秘の責任をもたなければならない。

平成27年度 倫理研修会実施

1月27日、県立青少年センターにて平成27年度倫理研修会が実施された。

開始に先立って石原会長の挨拶では、「モンスター社員解雇のノウハウ」「社員をうつ病に罹患させる方法」といったブログを公開して問題となった愛知県の社労士の例が取り上げられた。多くの社労士がブログやHPを利用している



昨今、広告・宣伝の有り方を再考する必要性が提起された。

午前中の研修会は講義によるものでDVD視聴と会長の講義が行われた。冒頭の挨拶でもあった通り、1人の違反行為が社労士全体のものとして世間では受け止められてしまうこと、これまで以上の職業倫理が必要である旨が重ねて説明された。

午後はグループごとに分かれたディスカッションが行われ、指定された事例についてグループ討論、その後発表が行われた。グループごとで大筋の是非は同じであるものの、問題となる点、またそれを回避するための方法、そもそもどうあるべきであるか、といった内容については少しずつ違いがあり、発表を聞くことで理解を深め、自身の行動を振り返るきっかけになる有意義な時間であった。最後に石原会長による解説が行われ、研修会は終了した。

研修のテキストは連合会のHPでダウンロードでき、事例についての解説も後日公開されるようなので、今回受講対象者でない会員の皆さんにも参考にしていただきたい。

なお、今回の受講対象者は54名、欠席者は11名であった。

SSS 出前授業の様子

SSS（学校教育プロジェクト）は山梨県社労士会が設置する特別委員会です。高校生を対象としました「面接指導」と「1時間程度の授業」が主たる活動です。8月末から9月上旬にかけての面接指導が終わり、年末から年度末にかけて「出前授業」が行われます。9月から12月にかけて毎月1回（2回の時も）各高校の要望に合わせたテーマ・時間に即してデモ講義を行います。

テーマとは、各高校の進路指導の先生方が卒業生にどんなことを学んで欲しいのかによって高校ごとに変わります。基本は連合会が作成した「知っておきたい 働くときの基礎知識～社会に出る君たちへ～」という冊子です。これは連合会のホームページからダウンロードも可能です。高校によっては卒業生からの質問や相談等をふまえて例えば「給与明細書について詳しく教えてほしい」「卒業後3年以内に退職してしまう生徒が多い。正社員のメリットや社会保険料の控除の意味について解説してほしい」等の要望が私たち社労士に寄せられます。SSSとしてはできるだけその要望に沿っていきたくと考えています。

担当となった社労士が授業の構成を考え、pptにまとめてSSSメンバーの前でデモ講義を行います。聞き手は高校生になった気持ちで聞いて「専門用語が多すぎる」「原稿や画面ばかり見ている」「え～っと」等の口癖が気になる」というようになりきつく批評をあいます。ここで妥協してしまうと本番の高校生の前で社労士会の評判を落とすことになってしまうので敢えて改善点を指摘します。きついようですが、デモ講義で批判されると不思議に本番で

は落ち着いてしゃべれるようになるものです。

写真は2月1日の山梨県立谷村工業高校での出前授業の様子です。打ち合わせでは「1時間程度、多少長くなっても良い」ということでしたが年度末の短縮授業ということで50分となってしまい、最後が駆け足になってしまいました。谷村工業高校としては桂高校と合併して都留興譲館高校となってしまうので最後の卒業生です。

毎年年度初めにSSSメンバーを募集いたします。未経験の方も是非今度は手を挙げてみてください。普段接することの少ない高校生3年生に会い、気づかされることも多い活動です。多数の応募をお待ちしています。

(郡内支部・加藤正貴)



行政等から

労働局からのお知らせ

健康安全課

(055) 225-2855

1 STOP! 転倒災害

山梨労働局では、「STOP! 転倒災害プロジェクト」に取り組んでいます。

山梨県内の休業4日以上の死傷者数は、平成20年以降、「転倒災害」がトップを占める状況が続いております。平成27年においても、休業4日以上の死傷者数736人（2月末現在の速報値）のうち、転倒災害が最も多く162人（22.0%）となっています。

全国的にも、「転倒災害」が休業4日以上の死傷災害の中で最も件数が多いことから、転倒災害の減少を図るため、平成27年1月から展開してきた「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を期限を設けずに継続し、本年から「STOP! 転倒災害プロジェクト」として取り組むこととしました。各事業場における転倒災害防止への取り組みをお願いします。

2 化学物質のリスクアセスメント義務化
(平成28年6月1日施行)

SDS（安全データシート）の交付対象物質である640物質を製造・取り扱うすべての事業場（業種・事業場規模にかかわらず）で、平成28年6月1日から化学物質のリスクアセスメントが義務化されます。

事業場で使用している製品のラベル表示を確認し、GHSマーク（絵表示）があった場合は、SDSを確認してリスクアセスメントの実施につなげましょう。

640物質は
「職場のあんぜんサイト SDS から検索できます」

労働保険徴収室

(055) 225-2852

労働保険の年度更新は
～今年は6月1日から7月11日まで～

労働保険料・一般拠出金の年度更新手続は、6月1日から7月10日の間に行うことになっています（平成28年度は7月10日が日曜日に当たるため11日(月)までです）。年度更新申告書の送付は5月末日まで、申告書受理会は6月中旬以降を予定しています（日程等は、申告書に同封してお

知らせします）。

年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、お早めにご準備のうえ、法定申告・納付期限内に労働保険料・一般拠出金の申告・納付を済ませていただきますようお願いいたします。

なお、労働保険の年度更新については、年金事務所主催の社会保険事務説明会において説明を行う予定です。

※28年度の年度更新のポイントは…

- ◆平成28年度から雇用保険率が改正されました（新料率は申告書に同封するほか、ホームページに掲載してお知らせします。）。
- ◆平成28年度の労災保険率、一般拠出金率は平成27年度と同様です。
- ◆法人の事業にあっては、法人番号の記載をお願いします。
- ◆平成27年度年度更新（平成26年度確定）では、建設の事業に係る賃金総額の特例について、消費税の暫定措置が適用されていましたが、平成28年度年度更新（平成27年度確定）から、平成27年4月1日以降事業開始した事業には適用しません。
- ◇雇用保険は、次の2点を満たす場合に適用されます。
 - ① 31日以上雇用見込みがあること、
 - ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

- ◎ 個別事業主を対象とした口座振替納付が可能となっております。口座振替を希望される場合は、口座を開設している金融機関窓口にて所定の申込用紙をご提出ください。（※申込み時期により、口座振替納付を開始する時期が異なるのでご注意ください。）

年度更新申告書の審査等業務につきましては民間業者に外部委託しており、平成28年度については、「伊藤喜ベストメイツ株式会社」となりました。

〈問合せ先〉

山梨労働局労働保険徴収室

055-225-2852

甲府労働基準監督署（労災課）

055-224-5619

都留労働基準監督署（労災課）

0554-43-2195

鵜沢労働基準監督署（労災課）

0556-22-3181



〈山梨労働局ホームページ〉

http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken.html

〈厚生労働省ホームページ〉

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/index.html

行政等から

職業安定課

(055) 225-2857

公正な募集・採用のため自社の採用基準や選考方法を確認しましょう

- ・募集採用時に、本籍や家族のことを聞いていませんか？
- ・障害を理由に、障害者を排除したり、不利な条件を付したりしていませんか？

(平成 28 年 4 月 1 日から募集採用時における障害者差別の禁止と、合理的配慮の提供が義務となります。)

◆公正な募集・採用のために次の 14 事項に配慮しましょう。適性や能力と関係ない次の事項を応募者にたずねたり、採用選考に取り入れたりすることは、就職差別につながる恐れがあります。

【本人に責任のない事項】①本籍・出生地 ②家族 ③住宅状況 ④生活環境・家庭環境

【思想信条に関わること】⑤宗教 ⑥支持政党 ⑦人生観・生活信条など ⑧尊敬する人物 ⑨思想 ⑩労働組合・学生運動などの社会運動 ⑪購読新聞・雑誌・愛読書など

【採用選考の方法】⑫身元調査など ⑬全国高等学校統一応募用紙・JIS 規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類の使用 ⑭合理的・客観的に必要性のない健康診断

職業対策課

(055) 225-2858

◎ 高齢者雇用開発特別奨励金の支給額の拡充について

- ・改正の概要 平成 28 年 4 月 1 日以降に対象労働者を雇い入れた場合より、高齢者雇用開発特別奨励金の支給額が拡充されました。

[中小企業事業主]

対象労働者	現行の支給額	拡充後の支給額
短時間労働者以外	60 万円	70 万円
短時間労働者	40 万円	50 万円

[中小企業以外の事業主]

対象労働者	現行の支給額	拡充後の支給額
短時間労働者以外	50 万円	60 万円
短時間労働者	30 万円	40 万円

全国健康保険協会（協会けんぽ）からのお知らせ

(055) 220-7750

平成 28 年 4 月から傷病手当金・出産手当金の計算方法・添付書類が変わりました

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法について、平成 27 年度健康保険法改正が行われました。

平成 28 年 4 月から、支給開始される前 1 年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

平成 28 年 4 月 1 日からの支給金額

(1 日当たりの金額)

{支給開始日 * 以前の継続した 12 ケ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} ÷ 30 日 × 3 分の 2

* 支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです。

◎支給開始日以前の期間が 12 ケ月に満たない場合は、下記を比べて少ない方の額を使用して計算します。

・支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

・28 万円（当該年度の前年度 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）

添付書類について

◎ 申請期間とその前 1 ケ月分の賃金台帳（写）および出勤簿（写）の添付は不要になります。

◎ 支給開始日以前の直近の継続した 12 ケ月以内の期間において、使用される事業所に変更があった場合、以前の各事業所の名称、所在地および各事業所に使用されていた期間を記載した書類※の添付が必要になります。

※協会けんぽのホームページから印刷できます。

傷病手当金と出産手当金の関係

平成 28 年 4 月 1 日から、出産手当金が支給される場合でも、傷病手当金の額が出産手当金の額より多ければ、その差額が支給されることになりました（法第 103 条第 1 項に但し書追加）。

従来は、出産手当金が支給される場合、その期間について傷病手当金は支給されないとされていました。

被扶養者資格（認定状況）の再確認を実施します

協会けんぽでは、健康保険法施行規則第 50 条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況の再確認を実施します。

平成 28 年 6 月上旬より、事業主様あてに「被扶養者状況リスト」が送付されます。被扶養者となっている方が現在

行政等から

も被扶養者の条件に該当するかを確認していただき、返信用封筒にて「被扶養者状況リスト」を返送していただきます。

1. 再確認の対象となる方

- ・協会けんぽの被扶養者の方
ただし、次にあげる方を除きます。

- (1) 平成28年4月1日において18歳未満の子
- (2) 平成28年4月1日以降に被扶養者認定を受けた方

※すべての被扶養者が上記(1)または(2)に該当する場合、再確認が不要となるため、被扶養者状況リストは送付いたしません。

2. 解除となる被扶養者がいた場合

- ・被扶養者の解除が必要な方がいた場合は、同封する「被扶養者調書兼異動届」に必要な事項を記入し、該当する方の被保険者証を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に返信用封筒にてご返送願います。

3. 被扶養者状況リスト送付及び提出時期

- ・送付時期＝平成28年6月上旬から7月上旬(順次送付)
- ・提出期限＝平成28年8月1日

詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください、お問い合わせください。

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構からのお知らせ

(055) 242-3723

平成28年度 高齢者雇用開発コンテストの 実施について(事例の募集)

厚生労働省との共催で、高齢者が働きやすい職場づくりの事例を募集する平成28年度「高齢者雇用開発コンテスト」を実施します。

当コンテストは、高齢者雇用の重要性について広く社会の理解の促進と高齢者がいきいきと働くことのできる職場づくりの実践やアイデアの普及を目的とし、応募のあった事例のうち優秀事例については、10月の「高齢者雇用支援月間」中に表彰を行う予定です。

I. 募集テーマ

いつまでも働きたいと希望する高齢者が、生涯現役でいきいきと働くことができるよう各企業が行った、雇用管理や職場環境の改善の創意工夫の事例を募集します。

【創意工夫の主な項目】

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 制度面の改善 | 4. 健康管理・安全衛生、 |
| 2. 能力開発 | その他 |
| 3. 職場の環境改善 | 5. 新職場、職務の創出 |

II. 応募方法

1. 応募書類等

- イ. 指定の応募様式に記入していただき、写真・図・

イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。

- ロ. 応募様式は、当機構山梨支部 高齢・障害者業務課にお問合せ願います。また、当機構のHP(下記URL)からも入手いただけます。

http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/h28_koyo_boshu.html

- ハ. 応募書類等は返却いたしません。

2. 応募締切日

平成28年5月13日(金)当日消印有効

3. 応募先・問合せ先

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部
高齢・障害者業務課

〒400-0854 山梨県甲府市中小河原町403-1

(ポリテクセンター山梨内)

電話：055-242-3723

FAX：055-242-3721

III. 応募資格

1. 原則として、「企業」又は「事業所」からの応募とします。
2. 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。
3. 希望者全員が65歳まで働ける制度を導入し、高齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる職場環境となる創意工夫がなされていることとします。

IV. 著作権等

応募提出書類の内容に係る著作権及び使用権は、厚生労働省及び当機構に帰属することとします。

また、入賞企業の事例につきましては、厚生労働省及び当機構等の啓発活動を通じて広く紹介させていただきます。

日本年金機構からのお知らせ

(055) 252-1431

短時間労働者に対する厚生年金・ 健康保険の適用拡大が始まります

平成28年10月1日から、特定適用事業所(同一事業主の適用事業所の厚生年金保険被保険者数の合計が常時500人を超える事業所が該当)に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険の適用対象者となります。

新規に適用対象となる短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が常用雇用者の4分の3未満で、以下の①～④のすべてに該当する方です。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 賃金の月額が8.8万円(年収106万円)
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれること
- ④ 学生でないこと(雇用保険の取り扱いと同様です。)

業務研修会開催

2月25日、ホテルクラウンパレスにて業務研修会が実施された。

「人事労務問題・トラブル解決に活かす民法～労働問題を読み解く民法の知識～」と題し、講師に 西東京共同法律事務所 森井利和辯護士を迎えた。

前半は労働法と民法の関係について、身近な分かりやすい例を挙げながらの講義が行われた。後半はさらに人事労務に関する具体的な例と Q & A により解説が行われ、民法に基づく解釈を理解していくことができた。

森井辯護士の語り口調は大変穏やかでありつつ、かつ明

解であり、また配布された資料も詳しいものであったため、受講者の理解も大変進んだのではないかとと思われる。とても有意義な研修であった。



新規入会者・開業準備研修会

平成 28 年 3 月 24 日、25 日の 2 日間、リバース和戸において新規入会者・開業準備研修会が行われ、両日とも各 5 名が出席した。

1 日目の午前中には石原会長から社労士の使命や倫理、事務所開設の準備等の講義が行われた。午後は 3 名の会員により、事務所経営や受託事業所の開拓、契約締結、電子申請についての講義が、また社労士会理事より事務局とグループ研究会の説明が行われた。

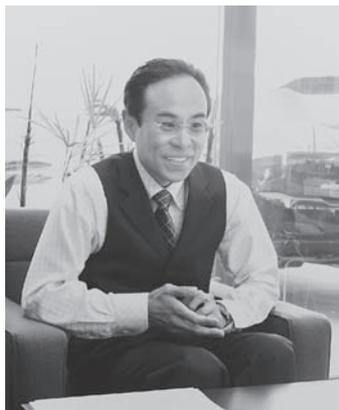
2 日目は、基本手続や顧問先開拓、業務の流れや帳票についてなど実務的な講義が 3 名の会員によって実施された。その他、SR 経営労務センター、政治連盟、中小企業退職金共済の紹介、説明が行われ、2 日間の講義が終了した。

出席者が少ないこともあり、講義は終始なごやかな雰囲気で行われ、講師を務めた会員それぞれの個性も感じられる研修会であった。



社会保険労務士による成年後見人

甲府支部の吉野達郎です。平成 26 年 5 月、一般社団法人社労士成年後見センター山梨の監事を拝命しまして、理事に就任された他の先生方とともに成年後見人の受任活動を行って参りました。そのような中、ある居宅介護支援事業所にて、



サービス利用者である高齢の女性が認知症を患っており、また独居のため財産管理（主に預貯金口座の管理）に非常に懸念を抱えている、とのご相談をお受けしました。理事長の長谷川勇先生と対応のうえ、甲府家庭裁判所へ後見開始の申し立てを行ったところ、平成 27 年 10 月に審判が確定し、この女性の成年後見人に選任された経緯です。

私たち社会保険労務士は、専門職成年後見人としては他の士業（司法書士など）に比べて後発の立場にあります。しかし、（年金や介護保険制度に精通している）専門職として成年後見人の受任を行っていることの地道な広報活動が、この度の選任に至りました。28 年度は受任活動をより強化し、社労士成年後見センター山梨の更なる成年後見人の受任に繋げていく所存です。



◆ 理事会報告 ◆

平成28年2月度理事会

平成28年2月6日(土) 午前9時30分～

◆審議事項・報告事項

総務部

- 平成27年度事業報告、平成28年度事業計画案作成スケジュール概要の審議
 - 28年度計画・予算書案を2月25日までに提出
 - 3月理事会、4月理事会で総会議案書(案)審議
- 試験センターからの社労士試験助成金減額
現行(～H27年度):404,000円(程度)
→ H28年度:100,000円(人件費分を削除)
- 中小企業組合まつり(中小企業団体中央会主催)に社労士会相談コーナーを出展する。
 - 3月13日(日) 9:00～16:00 アイメッセ

教育・研修部

- 業務研修会
テーマ:「人事労務相談・トラブル解決に活かす民法」
日時・会場:2月25日(木) 午後1:30～
ホテルクラウンパレス甲府(甲府市朝気)
講師:西東京共同法律事務所 森井利和弁護士
- 平成27年度倫理研修実施
1月27日(木) 午前10:00～午後3:00
- 関東甲信越地域協議会共催の労務管理研修会
 - 3月12日(土) 神奈川会
 - 3月19日(土) 東京会
 - 参加助成金 年度内1人1回5,000円

調査・広報部

会報1月20日号を発行した。

渉外部

3月に日本年金機構との情報交換会を予定。

特別委員会

学校教育プロジェクト

2月1日谷村高校で今年度最後の訪問授業を実施した。

司法制度改革対策委員会

平成28年度特別研修日程(予定)について

- 試験センター指定期間

(中央発信、グループ研修):10月1日～11月3日

講師等推薦委員会

- 産業技術短大主催「平成28年度能力開発講座」講師
 - 実施時期:5月中の7日間、21時間
 - 講師:1名 3月上旬に公募
- 山梨県立就業支援センター主催「平成28年度能力開発セミナー」講師
 - 実施時期:10月(7日間)、11月(4日間)、1月(7日間)
 - 講師:3名(各月1名)、5月に募集予定。
- 甲府市社教センターより講師依頼

平成28年3月度理事会

平成28年3月5日(土) 午前9時30分～

◆連合会、関東甲地域協議会及びその他関係報告

- 関東甲地域協議会春季定例会議
平成28年4月14日(木)から15日(金)
パレスホテル大宮 出席:会長、望月副会長
- 平成28年度医療労務管理相談コーナー
当会が落札し、次年度も継続される。

◆審議事項・報告事項

総務部

- 平成28年度通常総会日程等
日時:平成28年5月25日(木) 13:30から
会場:ベルクラシック甲府
(終了後、同会場にて政連の定期大会実施)
- 平成28年度事業計画案作成
関係部門から事業計画概要の説明を行った。
- 会員名簿(紙):外部への積極的配布は行わないことに決定。
- 事務局PCの個人情報保護に対する緊急対応実施。

教育研修部

今後の予定(詳細検討中)

- 介護事業労務管理研修会
- 年度更新研修

調査・広報部

やまなし心のバリアフリー宣言事業所登録制度
(山梨県労政雇用課)の広報:当会のHPに掲載

平成28年4月度理事会

平成28年4月9日(土) 午後1時30分～

◆審議事項・報告事項

総務部

- 平成28年度通常総会の準備及び議案書
- 日刊紙の購読要望について→目的、必要度、購読紙選定及費用等を考慮し購読は見合わせとなった。
- 年金相談等窓口業務の受託契約:平成28年度 年金事務所186人日、市町村54人日で契約済み
- 行政等の組織変更・改変・名称変更等
山梨労働局……雇用環境・均等室設置(資料1 P8)
日本年金機構…(山梨県関係):
(旧)南関東ブロック本部
→(新)南関東地域第二部
甲府市役所……甲府市役所産業部産業総室労政課
→甲府市役所産業部産業総室雇用創生課

教育・研修部

労働保険年度更新研修 5月27日(金) 13:30から
算定基礎研修 6月24日(金) 13:30から

渉外部

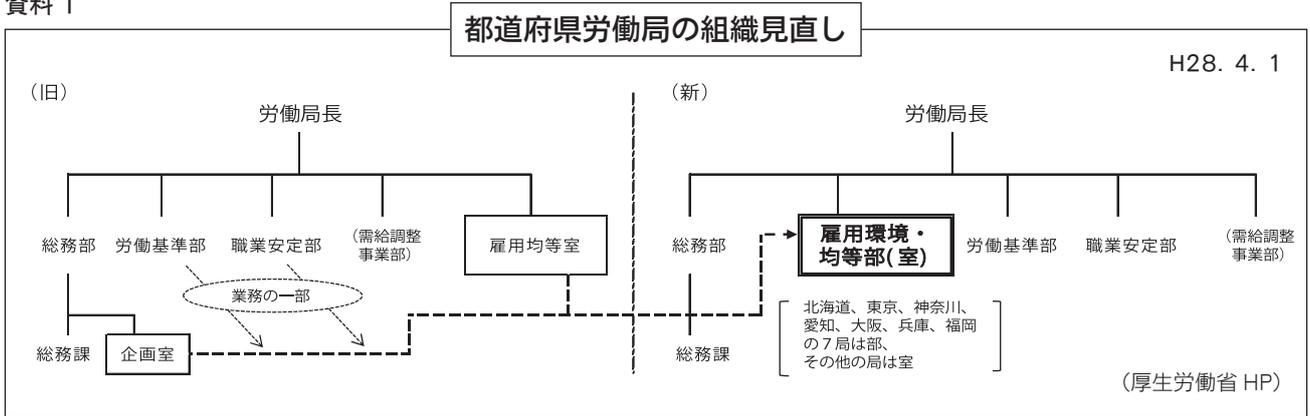
十士会合同なんでも相談会 11月23日(水・祝日)

司法制度改革対策委員会

平成28年度特別研修会場の縮小(47→7)について厚生労働省の承認待ち(山梨会場は無くなる?)。

事務局だより

資料 1



お知らせ

社労士版特定個人情報保護評価書
作成研修について



去る 3 月 3 日(木)、東京会を会場に関東甲信越地域協議会による「社労士版特定個人情報保護評価書作成研修」の講師養成研修が開催され、当会から滝沢会員、武井会員の 2 名が参加しました。

特定個人情報保護評価制度は、マイナンバー制度における保護措置の一つで、民間事業者に実施義務はありませんが「民間の事業者が任意に特定個人情報保護評価の手法を活用することは、個人情報保護の観点から有益である。」とされていることから、連合会が社労士版特定個人情報保護の実施を推奨しているものです。

関東甲信越地域協議会から各県会に標記の研修の実施について通知がされていますが、当会では近日中に発信される予定の情報を持って方向性を含め決める予定です。

なお、社労士版特定個人情報保護評価書とは、定型の様式を利用しつつ、社労士事務所を規模(従業者使用の有無)、外部委託の有無で 4 つのパターンに分類し、各事務所が該当するパターンの評価書を作成し、ホームページ等を通じて自己宣言するとされていますが、具体的な手順・方法等調整中の内容が決まり次第通知される予定です。

◎平成 28 年度(4 月納付分～)の

健康保険料率について

山梨県の

- 健康保険料率は**引き上げ**られました。
給与・賞与の **9.96% → 10.00%**
平成 28 年 3 月分(4 月納付分)から
- 介護保険料率は**据え置かれ**ました。
給与・賞与の **1.58% → 据え置き**
平成 28 年 3 月分(4 月納付分)以降も

※40 歳から 64 歳までの方(介護保険第 2 号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が 3 月 1 日分から変更後の保険料率が適用されます。

基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率 (10.00%)	
基本保険料率	特定保険料率
6.33%	3.67%
加入者の医療費に充当	後期高齢者医療制度への支援金等

(協会けんぽ資料から)

平成 28 年度通常総会のご案内

日程：平成 28 年 5 月 25 日(水) 午後 1 時 30 分から

ベルクラシック甲府 (山梨県甲府市丸の内 1-1-17 TEL (055) 254-1000)

万障繰り合わせの上ご出席ください。

※通常総会に引き続き、平成 28 年度山梨県社会保険労務士政治連盟定期大会が開催されます。

郡内支部無料相談会実施

郡内支部における無料相談会が、平成28年4月10日、河口湖ショッピングセンターBELLにおいて実施された。



当会場における実施は昨年秋に続いて2回目であったが、ショッピングセンター1Fの中央ということで足を止める人も多く、簡単なクイズに挑戦してくれた方は20名と前回は上回る人数であった。クイズの解説から相談へ発展する人だけでなく、相談会実施を知り、立ち止まる人もいて相談件数は7件であった。

相談会のみを実施している会場に足を運ぶのは気が引けるが、買い物のついでに質問できるなら、という方も



多いようで、簡単なやりとりではあってもホッとした顔で去ってゆく相談者を見ると社労士の使命や相談会実施の意義を改めて考えさせられる機会でもあった。

平成27年度 郡内支部総会

平成27年度郡内支部総会が、平成28年1月22日、都留市内において16名（委任状提出者7名）が出席して開催された。

慣例により星野支部長が議長となり、議事が進められた。第1号議案（平成27年度活動報告について）は報告通り承認された。第2号議案（平成28年度活動計画について）では、無料相談会の相談員確保に苦戦する現状が報告され、今後募集に際し応募がない場合には役員判断で実施を見送ることもある旨が提案され、承認された。続く第3号議案（次期支部役員選考について）では、選出方法について意見が交わされ、立候補がない場合には役員選考規則により前任期との間が開いている会員から順に推薦していく旨が提案され、承認された。

総会に続き新年会が開催され、新規入会者も交えて親睦を深め、有意義な時間を過ごした。



つれづれなるままに

第34回

小野理絵先生

今号は、巨摩支部所属の小野理絵先生に執筆いただきました。さてさて、どんなお話しでしょう？

「自分ばかり大変」

春たけて夏が間近になり、その季節独特の空気に触れると、思い出すことがある。

まだ私が中学生の時の体育の授業での出来事。先生は若くて、厳しい女性だった。クラスを2つに分けて、1つのグループには校庭をランニングするように言った。もう1つのグループには、幅跳びで使う砂場が固くなっているの、土を柔らかくするようにと。



暑い日だった。春に垣間見る夏日だったので、まだ体も暑さに慣れていない。私は砂場の係だった。固い。もはやグラウンドと変わらないと思えるほどに固い。スコップを浅

く差し入れて掘りおこす作業を2・3度しただけで、砂の上に汗がぼたぼたと落ちて、黒い染みを作る。ふとランニングしている方のグループを見た。余裕がありそうだ。たらたら走っている。あっちのグループの方がよかった。内心舌打ちをした。もう限界だと思ったころ、先生が作業の交代を命じた。助かった。みんなで投げるようにスコップを放り出し、ランニングを始めた。1周、2周……。しんどい。足が重い。こんなに大変なら、砂場の方がマシだった。砂場グループを見ると、適当にやっているフリをしているだけなんじゃないかと思えてくる。

最後に先生が、全員を集めて言った。人がやっていることは、簡単に楽そうに見える。よく相手の立場に立って考えると、それはとても難しい。ましてや人の気持ちなんて、なかなかわかるものじゃないってことをわかってほしい。でもどこにいても、誰といても、相手のことをわかろうとすることだけはずっと忘れないで。そういう大人になって。そんな話だった。

当時の私には、到底理解できななかったが、忘れてはいけないなと季節が巡ってくるたびに思う。

～次号は、甲府支部所属の中込晶子先生にバトンがつながります。お楽しみに！～

ニューフェイス登場

(平成28年4月20日現在)

こんな質問をしました

- ① 社労士になったきっかけは？
- ② 社労士会に望むことは？
- ③ 今一番熱中していることは？
- ④ 無人島に行くなら何を持っていく？
- ⑤ 座右の銘は？
- ⑥ 自己PRを簡潔にお願いします。

宮川公博氏 (開業・甲府支部)



- ① 直接的には、労働関係法と年金の将来に興味があったからです。
登録・入会（東京都社会保険労務士会）は昭和62年からと長いですが、親戚に税理士等の士業が何人かいたことも影響をうけました。
- ② 社会保険労務士としての発信力の更なる向上と社会への貢献
- ③ スポーツジムでしょうか…… いい汗かいています。
本来はアウトドア派で若い頃から続けてきた硬式テニスで汗を流したいのですが、機会が激減してしまい、現在はインドア派になってしまいました。時期をみて硬式テニスを再開し、いい汗をかきたいと思っています。
- ④ シチュエーションにもよりますが、短期間ならあえて何も持っていらず自給自足に挑戦し無人島での生活を楽してみたい。
もしも、かなり長期間ということであれば愛読書でしょうか。
- ⑤ 特別これというものはありませんが、「為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり」は人生訓として心に刻んでいます。
- ⑥ そうですね…… 不器用ですが、誠実に対処するところでしょうか。
人生経験は豊富だと思っていますから、人が生きていく、企業が活動していくうえでのサジェッション、サポート等で事案が解決し“喜びと感動”を与えることができたらいいですね。
上述したように、東京都社会保険労務士会が長かったので、今後は山梨県社会保険労務士会の諸先輩の皆様、事務局の皆様、ご指導の程よろしくお願いたします。

今後の予定

5月25日(水) 13:30～
平成28年度通常総会

5月27日(金) 13:30～
労働保険年度更新研修

会員の動き (H28.1.2～H28.3.31)

入会

H28.3.1 宮川公博 (開業・甲府支部)

退会 (前号で記載できなかったため今号にて記載)

H27.12.31 植村紀子 (勤務・甲府支部)

変更 (前号で記載できなかったため今号にて記載)

事務所の名称及び所在地の変更

H27.11.1 千葉由佳 (開業・甲府支部)

千葉社会保険労務士事務所

甲府市千塚4-5-29

個人会員178名(内訳:開業142名 法人の社員4名 勤務等32名)

法人会員 2法人



編集後記

早いもので、編集委員としての1年が過ぎようとしています。

阪口先生がほとんど中心になって、会報の編集をされていたため、何もわからず、ほとんど手探りのようにして発行してまいりました。

本年度は、社労士業に大きくかわるマイナンバー制度、ストレスチェック制度の新制度があり、会報を通じて会員各位に対する啓蒙記事等を、ベテラン先生方のご協力を頂きながら掲載でき、若干は会員各位に寄与できたのではないかと思います。

過ぎた1年を反省しながら、任期あと1年、少しでも有意義な会報が会員皆様にお届けできますように、より一層のご協力を頂きますようお願いいたします。(K.S)

編集委員 河内司郎 武井二三忠 竹谷理恵 星野智美
調査・広報部担当副会長 石原嘉彦

表紙の写真説明

「北口本宮富士浅間神社」

北口本宮とは、富士山の「北口」登山道の「本(もと)」のお宮さんという意味を表しており、御祭神は木花開耶姫命(このはなさくやひめのみこと)・彦火瓊瓊杵尊(ひこほのくにのみこと)・大山祇神(おおやまづみのかみ)です。

見どころは数ありますが、大殿両脇にある御神木は圧巻です。写真左側は「富士太郎杉」と呼ばれる大スギで、樹齢千年くらいと言われられており、県の天然記念物の第一号に指定されています。樹高は30m。

参道に足を踏み入れた途端、その空気が一変し、日常とは違った世界が広がります。樹齢の古い木々に囲まれた境内を歩くだけでも心が落ち着く空間。まだ訪ねたことのない方には是非訪ねてほしいです。(T・H)